

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則 平成16年 3 月23日規則第28号 改正 平成20年 4 月 1 日規則第41号 平成21年 4 月 1 日規則第43号 平成29年 4 月 1 日規則第38号 令和 3 年 4 月 1 日規則第28号 <u>令和 8 年 9 月 8 日規則第 50 号</u> 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則をここに公布する。 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則 第 1 条～第 5 条 （略） （調査をしない申出） 第 6 条 苦情調整委員は、次に掲げる事項に該当する申出については、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する調査（以下「調査」といいます。）をしないものとします。 （1） （略） （2） （略） （3） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）<u>第 23 条第 1 項</u>に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項その他の法令の規定により処理すべき事項 （4）～（6） （略） 2～3 （略） 第 7 条～第15条 （略）	○高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則 平成16年 3 月23日規則第28号 改正 平成20年 4 月 1 日規則第41号 平成21年 4 月 1 日規則第43号 平成29年 4 月 1 日規則第38号 令和 3 年 4 月 1 日規則第28号 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則をここに公布する。 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則 第 1 条～第 5 条 （略） （調査をしない申出） 第 6 条 苦情調整委員は、次に掲げる事項に該当する申出については、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する調査（以下「調査」といいます。）をしないものとします。 （1） （略） （2） （略） （3） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）<u>第 17 条第 1 項</u>に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項その他の法令の規定により処理すべき事項 （4）～（6） （略） 2～3 （略） 第 7 条～第15条 （略）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条から第12条までの規定は、同年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 第13条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれるうち男女共同参画会議の会議は、知事が招集する。 附 則 (平成20年4月1日規則第41号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成29年4月1日規則第38号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和3年4月1日規則第28号) この規則は、公布の日から施行する <u>附 則 (令和8年9月8日規則第50号)</u> <u>この規則は、令和8年10月1日から施行する。</u>	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条から第12条までの規定は、同年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 第13条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれるうち男女共同参画会議の会議は、知事が招集する。 附 則 (平成20年4月1日規則第41号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成29年4月1日規則第38号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和3年4月1日規則第28号) この規則は、公布の日から施行する